

モンゴル法律最新情報 第4号 (2016年12月22日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会のご協力で、大正法律事務所（岡英男弁護士）・De Jure Partners LLP 法律事務所（バトバヤル弁護士）による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発行することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回～2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

【新しい法令】

●「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」の批准法(2016年11月24日)

モンゴルの国会は、2016年11月24日、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」の批准法を制定した。改正議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO協定）を改正し、同協定の附属書一Aに貿易の円滑化に関する協定（貿易円滑化協定）を追加することを内容とする。貿易円滑化協定は、税関手続の透明性の向上・迅速化等を目的とする。

改正議定書の発効により、主に途上国で直面する問題（不明瞭な貿易手続規則及び手数料、当局職員の裁量、輸入の際の過大な要求書類、貨物の到着から輸入許可まで長期間を要すること等）を改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開することが容易になる。

また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易及び投資の拡大、不正輸入の防止や関税徴収の改善等が期待されている。

【法改正】

●「労働法改正」(2016年11月18日)

2016年11月18日の国会で労働法に新しい規定が追加された。11月26日を祝日（独立記念日）とする改正（76.1.9）。

モンゴルは1924年11月26日に憲法を公布し、モンゴル人民共和国として独立した。毎年11月26日は人民共和国独立記念日として祝日となっていたが、2012年に労働法が改正され、当該祝日は廃止されていた。今回、その記念日が再び祝日となり、労働法もこれに合わせて改正された。

●祝日のまとめ

モンゴル労働法76条には下記の祝日が掲げられている（法改正が反映されていない情報も多いので注意してください）。

祝日に労働をさせて振替休日を与えなかった場合、使用者は平均賃金の2倍の支払義務がある（労働法52.1）。

76.1.1 新年：1月1日

76.1.2 旧正月：旧暦春季1月目の1日目、2日目、3日目

*年により変わる

76.1.3 国際女性の日：3月8日

76.1.4 子どもの日：6月1日

76.1.5 ナーダム祭・モンゴル人民革命記念日：7月11日、12日、13日、14日、15日

*76.1.6 廃止

76.1.7. チンギスハーンの誕生日：チンギスハーンが生まれた旧暦冬季1月目の1日

*年により変わる。チンギスハーンは1162年生まれ

76.1.8 自由と独立回復記念日：12月29日

*清朝から独立（1911年）

76.1.9 独立記念日：11月26日

*人民共和国成立（1924年）

●最低賃金法改正法施行（2017年1月1日）

2017年1月1日から、最低賃金が月額240,000MNT、時給1,428.60MNTに増加する。

最低賃金法5条4項で2年ごとに最低賃金は見直される。2013年8月の見直しでは、月額192,000MNT、時給1,142.86MNTが最低賃金と規定されていた。

【ニュース】

●外国労働力・専門家（11月10日付各紙）

2017年の外国労働力・専門家の割合を当該組織全職員数の5%以下とする旨閣議決定した。

*2016年分の外国人労働者数は、従業員15人以下は1人、それ以上は、5%（食品事業）から70%（101人以上の石油・天然ガス採掘事業）と幅があった。

●在大阪モンゴル国総領事館閉鎖の閣議決定（2016年12月14日付各紙）

Zasag.mnは、モンゴル国政府が在大阪モンゴル総領事館を閉鎖することを決定し、国会で審議することになると報じた。Ts.Munkh-Orgil外務大臣は、「東京には大きな大使館があるので、大阪総領事館の業務を一本化することで、財政削減を果たす」と説明している。

●ダライ・ラマ訪問の影響

2016年11月23日、中国外交部の報道官は、チベット仏教の最高指導者ダライ・ラマ14世がモンゴルを訪問したことで中国・モンゴル政府間の会議が中国により無期限延期されたとする報道について、「モンゴル側の誤った行動が両国関係に消極的な影響を及ぼした」と述べ、モンゴルに付与するローンの協定が無期限延期されたことを伝えた。

【お知らせ】

●無料法律相談のお知らせ

在モンゴル日本大使館では、日本企業支援のための無料法律相談を今月も行います。ビジネスに関連するご相談なら、契約、労務、弁護士を紹介など内容は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

日程 2017年1月19日(木)～20日(金)、23日(月)～25日(水)

時間：10時～16時(昼休み13時～14時除く)

予約：日本大使館の経済・開発協力班までご連絡ください

電話：11-320777(代表)

メールアドレス：economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp

【著者のご紹介】

●岡 英男

資格等：弁護士(日本)、外国弁護士(モンゴル)、モンゴル国立国際仲裁センター仲裁人、神戸学院大学非常勤講師(労働法ほか)、京都大学法務博士

所属：大正法律事務所(代表弁護士) <http://www.taisho-law.com/>

住所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電話：06-6586-6109

●サランゲレル・バトバヤル (Sarangerel BATBAYAR)

資格等：弁護士(モンゴル)、モンゴル国立大学専任講師(会社法ほか)、元モンゴル国立法律研究所政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所属：De Jure Partners LLP(デ・ジュール・パートナーズLLP、Өмгөөллийн “Де Юре Партнерс” ХХН)(パートナー)

住所：Mongolia, Ulaanbaatar, Chingiltei district, 1st Khoroo, Raash bulag 505

電話：976-88075852

【お問い合わせ等】

- このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス：okahideo@infoseek.jp

- このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にさせていただいたためのものです。正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

- モンゴル日本商工会・モンゴル日本人会、大正法律事務所（岡英男）および De Jure Partners LLP（バトバヤル）は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。